

(様式1)

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	こども・家庭課	整理番号	1-2-2
許認可等の種類	児童福祉施設の承認			
根拠法令条例等・条項	児童福祉法第35条第12項			
許認可等の概要	児童福祉施設の廃止・休止の承認			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) [参考] 児童福祉法第35条第12項 児童福祉法施行規則第38条 法第35条第11項に規定する命令で定める事項は、次のとおりとする。 1 廃止又は休止の理由 2 入所させている者の処置 3 廃止しようとする者にあつては廃止の期日及び財産の処分 4 休止しようとする者にあつては休止の予定期間 ② 法第35条第12項の規定により、児童福祉施設を廃止又は休止しようとするときは、前項各号に掲げる事項を具し、都道府県知事の承認を受けなければならない。			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	30日			
期間の制定根拠	—			